

## 鳥取県告示第 844 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字三田字セバト西平1067、字砂出シ1068、字入道ヶ鳴1069の1から1069の5まで、字バタコ1072、字下鳴尾1073、字上鳴尾1074の1、1074の2、字杉ノ子1075、字水早1076の1、1076の2、字五番ヶ谷1077、字四番ヶ谷1078、字三番ヶ谷1079、字本谷東平1082の1から1082の33まで、字芦谷1083の1から1083の23まで、字南谷1084の1から1084の4まで

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）